

令和5年度第2回田原市福祉有償運送運営協議会

議事録

開催日時	令和6年2月5日（月） 15：45～
開催場所	田原市役所 政策会議室（南庁舎4階）
進 行 内 容	
開 会	
事務局	<p>恐れ入ります、定刻前ではございますが、皆さんお集まりいただきましたので、会議に先立ちまして、本日の会議資料を確認させていただきます。</p> <p>本日、机上配布させていただきました資料といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1の詳細資料としてMA・はろーの更新申請書類が1部 ・資料3としてA3の「福祉有償運送運行状況の推移」 <p>事前の送付資料としまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・出席者名簿 ・配席図 ・資料1 「更新登録申請内容審査表」 ・資料2 「輸送対価比較表」 ・資料4 「福祉有償運送認定講習会の開催結果について」 ・資料5 「令和6年度田原市福祉有償運送運営協議会の開催予定について」 <p>となります。資料1の詳細資料については、個人情報が入っておりますので、会議終了後に回収します。机の上に置いておいていただければと思います。</p> <p>本日の出席委員は11名で、委員の過半数となる定足数に達しておりますので、福祉有償運送運営協議会運営要綱第4条第4項の規定により会議は成立いたします。また、本日の代理出席につきましては、出席者名簿のとおりとなっております。</p> <p>それでは、ただ今より令和5年度第2回田原市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。</p> <p>それでは会長から一言お願いいたします。</p>
会長	<p>皆様こんにちは。田原市福祉部長の小久保でございます。本協議会では、自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために、委員の皆様と協議してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以降進行につきましては座って行いますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。小久保会長、それでは以後の議事進行</p>

	をよろしく願いいたします。
1 協議事項	
会長	<p>それでは、次第に従って議事を進めます。事業者の入室をお願いいたします。それでは、</p> <p>1 協議事項</p> <p>自家用有償旅客運送更新登録に関する協議について事務局から説明してください。</p>
事務局	事務局から説明（資料1・資料2）
会長	ただ今の説明につきましてご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。
吉田委員	愛知運輸支局の吉田です。よろしく願いします。今回、7番のところで運送の対価が改定をされるということなんですけれども、まず、MA・はろーさんにお伺いしたいのは、いつからこれって変更を予定されてますかね。協議が整った場合の仮定で。
MA・はろー	今年の4月1日から変更を視野にいてます。
吉田委員	<p>ありがとうございます。特に、対価の変更については、支局への届出というのはいらないものですから、時期は団体さんの方で決めていただければと思うんですけれども、今回、対価が上がるので、利用者の方の周知を徹底していただければと思います。</p> <p>あとすみません、もう一点あるんですけれども、ここの7番の運送の対価のところの要件のところ、今近隣のタクシー運賃のおおむね2分の1を目安とすることとありますが、これがですね、目安が変わりました。国土交通省の通達がですね、改正されまして、目安が2分の1から約8割というところになりました。通達の方は改正されて、今後支局の公示も改正して、ちょっとそれが今作業中なものですから、また確定しましたらまた事務局さんの方にお伝えさせていただきます。</p>
加藤委員	（自身の手持ち書類を掲げる）
吉田委員	対価の目安ですかね。対価の目安についてもホームページに公表をさせていただいてまして、ちょっとまだ支局公示の正式な確定の今決裁中なものですから、それがでましたらまた事務局さんの方に通知させていただきまして、各団体さんに周知いただいて、変更があれば協議会の場に挙げていただくというところになると思います。以上です。
会長	他にございませんでしょうか。

加藤委員	はい。
会長	はいどうぞ。お願いします。
加藤委員	<p>名古屋大学の加藤です。今日午前中名古屋市の同じ会議がありましたので、その時にさっきの8割のものをいただきました。名古屋の場合は、出たのが1月29日ということで、今日の会議でしたので、事前に事業所さんに周知することができないということで、2つ更新があったんですけど、2つとも旧来のルールで決めたということですけど、まあこれは、公示されたらそこから適用可能だと聞いてますので、これはあくまで名古屋の場合ですけども、名古屋はそうしましたら1か月のうちに名古屋として、名古屋市はどこまでは何にも協議しないで認めて、どこからはここで協議して認めるっていう風にしてるんです、対価は。なんで、どこまでは協議しないで認めるっていうのを8割ぐらいに上げる形で見直して、事業所さんに上げますか、変えますかと聞いて上げられる所は協議なく上げることができる。上げて基準より上にいっている場合は改めて次の会議で協議するっていうことにしました。まあそんなことなんで、ちょっとあの微妙な時期に、もっと早くでてれば、これ見ていただいてなんですけど、他の団体さんもあるんで、今回間に合ったから出し抜けにっていうのもおかしいので。</p> <p>今回私がききたかったのは、なぜ上げたのかっていうのを聞きたいんですけど、実はさらに上げることができるので。利用者的には上げない方がありがたいし、逆にあの団体さん等がね、実際担い手の方にとっては必要なものは確保しなきゃいけないんで、これはまあ国の方が5割ではやはりできないので、8割ぐらいまで認めるべきじゃないかっていうことで、あの、そういうのは私も国交省の会議出て、そういう風になっていたんですけど、それが今まあ出てきたということなんで、あの、また正式に出てきたらすみやかに各団体さんに周知して、例えば今日の名古屋のような形でやっただくと皆さんにとっていいかなと思いますので、念のため申し上げます。で、質問を。現状のいわゆる5割の範囲内、ただし、1キロはちょっとやや高いですけど、そういう風に上げられた理由っていうのは。単純にコストが高くなってるのかそういうことですか。</p>
MA・はろー	<p>そうですね。前の料金体系っていうのは、うちが福祉有償始めた頃からのだと思うので、10何年前ですので、やはり、人件費とそれに対する燃料費というところもやっぱり高くなってはきてましたので、今回このタイミングで上げさせていただこうと思っていて、今回この会議で出させていただこうかなと思っております。</p>

加藤委員	<p>分かりました。</p> <p>あの、見直しはなんですけど、上げなくてもいいですのでね。上げられるという。そこはあの、上がったから便乗値上げじゃないんですけど、それは慎重に考えていただければいいんですけど、まあコストとして必要なものであって、利用の方が納得されるんであったら、可能であるというそういう状況であるというのをご理解いただいたらいいと思いますけど、今回は、まあこの内容なのかなと思いますので、はい。わかりました。ありがとうございました。</p> <p>(手持ち資料を) 後でお配りします。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。また、運輸支局の方から情報がありましたら、各事業所さんにもMA・はろーさんだけでなく、他の事業所さんにも周知も金額もお願いいたします。</p> <p>ほかに事業者さんに対してのご質問等はありませんでしょうか。よろしいですかね。</p> <p>それではですね事業者へのご質問がないようですので、MA・はろーさんの方はありがとうございました。ここで退出をお願いいたします。</p> <p>はい。事業者さんへのご質問、これで退席しましたので続けられませんが、それ以外にも何かご質問等、事業所さんじゃないところについて、いない方が質問しやすいことなどございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、今回の更新登録申請につきまして、承認するというところで、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、協議がととのいましたので中部運輸局への更新登録申請の手続きを進めてください。以上で協議事項は終了しました。</p>
2 報告事項	
会長	<p>次に、報告事項に移ります。</p> <p>福祉有償運送運営状況等報告について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局から説明（資料3）</p>
会長	<p>この資料3につきましては、事前送付した方が望ましいものではございましたが、一部の事業者の方から報告が間に合わなかったということもありまして、本日配布となりましたことをお詫び申し上</p>

加藤委員	<p>げます。</p> <p>ただ今の報告につきましてご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。加藤先生お願いします。</p> <p>運転者は、合計でいうと増えてるという勘定出るんですけど、これ中身っていうのはどう考えたらいいのかっていうか。当然専任じゃないと思うんで、例えば一人当たりどのくらいの、例えば月何回とか、これもいろいろあるんだと思うんですけど、どんな感じになっているとか、全体としてどういう状況なのかっていうのがわかるといいなあって思ってるんですけど。名古屋の場合だと、午前中なんでちょっと臨場感あるんですけど、名古屋の場合だと、だんだんやる人が少なくなってきたので、その制約が大きいとか、タクシーの方をお願いしてやってもらうっていう形で少ない運転手でまわすようにしてるっていう、そういうことが結構でてきました。田原の場合だと役所の支援とかもあると思いますので、あ、名古屋はほとんどないですから厳しい面もあると思うんですけど、この運転手の確保っていうのはどうなっているのかなと、今ちょっとわかる範囲で教えていただけるとありがたいです。</p>
会長	事務局、把握・・・
事務局	<p>えーとですね、例えば先ほどのMA・はろーさんですと、三人の方が運転者で登録されてるんですけども、基本的に動いてるのは二人の方がほぼやってるっていうような状況なので、他の業者さんでも全員が稼働してるかっていうとそうじゃないところもあるのかなと推測されます。</p>
加藤委員	確認ですけど、これって利用者数は回でいいですかね。
事務局	そうですそうです。回です。
加藤委員	往復で2回。
事務局	はい。そうです。
加藤委員	<p>そうすると例えば、MA・はろーさんだと208だから、通常往復だとすると104回で、2で割ると52。そうすると週一回ぐらいそれぞれの人が稼働してるって感じなんですかね。そのように考えていいですかね。</p>
事務局	そうですね。そんな考え方で。
加藤委員	そのくらいだったら、まあ人を増やすとかそういうんじゃなく、

片手間っていうとちょっとあれですけど、そういう形でも。

事務局

そうですね。そういうところもあると思います。

加藤委員

そうするとこれ、渥美の菜たねさんとかだと多いので、ここだとうなっていくのかなと。逆に、もともと非常に他の仕事も多い中でなかなかそっちもできないとか、朝だからできないとかそういうこともあるのかなと思っていたんですけどね、はい。

事務局

ちょっと事務局からより、井上委員さん。

会長

あの、せっかくですので井上委員がいらっしゃると思いますので、現場のことよくご存じの井上委員いいですか。お願いいたします。

井上委員

NPO渥美の菜たねの井上でございます。もちろん現場をやっております。前にも、当時の柴田課長にも相談したんですが、非常に利用が多ございます。多い日ですとやはり5、6人。まあ、それが往復ですから、あの病院なんかは。まあ中には院内付き添いもございますので。メンバーでもって、福祉車両3台と、あと自家用車を全部で8台ですけれども、実質動いてるのは5台くらいですね。それを利用して。ですから、あの、メンバーによってはほんとに毎日。土日もございます。教会に行く方なんて言うのがあったり、福寿園の盲目の全盲の方ですけれども、豊橋の教会に行くとか。土日でもやはり病院に行く方とか。土曜日ですけれども。非常に多ございます。

会長

はい。ありがとうございます。

加藤委員

ちなみに、運送の対価はさっきの話で5割から8割になった、目安が、ということなんですけど、まあ、福祉有償の場合だと運送の対価以外の対価もよく考えないといけないねって話を今日はしました。やはり、あの、一般の方に比べて当然いろいろ助けてあげなければならないことがあるので、ただそれは運送の対価は8割が目安となっているので、もしそこに非常に時間がかかるとかであったらそれに対する対価っていうのをきちんと見ていった方がいいんじゃないかっていう話もしました。まあ、あの、今の要員で回っていて、収入的にも問題ないなら別にいいんですけど、もし、やはり大事な仕事なんで、持続可能になるように考えていただくとすると、運送の対価もそうなんですけど、運送の対価以外の対価のところも見ていくといいんじゃないかと思っておりますので。また議論させてください。

次ですか。

会長	はいどうぞ。井上委員お願いします。
井上委員	私ども運送だけでなく、やはりあの、院内付き添いで特にあの高齢者の方だと、ご家族と一緒に診察室へ入って先生の言うこと聞いてきてくれと。うちのじいさん帰ってきて、「先生なんて言った？」という、「忘れた」というようなケースが多々あるということで、ご家族の了解を得た場合には、一緒に診察室へ入りまして、すべて記録して、帰ってご自宅でご家族に報告するというような。もちろんその病院内で付き添っている間も対価っていいですか料金は頂戴しています。
会長	はい。ありがとうございます。あのまあ、運送を抜いた前後でその今のような付き添いのようなことで、介護保険制度の中でも実はあるはあるんですけど、それについては本市ではほとんどやられてないような状況がございます。 他にご発言の方はよろしかったでしょうか。なければ次に移らせていただきたいと思います。
事務局	福祉有償運送認定講習会の開催結果について、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局から説明（資料４）
会長	ただ今の報告につきましてご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。特にご発言の方はよろしいですか。 それでは、あの、ご発言もないようですので、以上で報告事項は終了しました。
3 その他	
会長	事務局。その他につきまして、なにかございますでしょうか。
事務局	前回の協議会で話題が出たことについて少し報告させてもらいます。前回、相互点呼の話が出たかなと思うんですけども、福祉有償運送の件に関して言えば、飲酒でも病気・疲労などの確認は運行管理の責任者が行うということになっているということで、改めてですね、注意喚起というか、業者の方には徹底してくださいということを周知させてもらいました。 あともう一つですね、前回の協議会で、福祉有償のコア・エンジェルさんが福祉有償運送をやめるのではないかという話題が出たかなと思うんですけども、こちらの方も確認させてもらいまして、一応継続するっていうことで確認取れましたので、ご報告させていただきます。事務局からは以上になります。
会長	意見・情報交換ということですので、事務局以外でも委員の方か

<p>吉田委員</p>	<p>らでも何かご発言ありましたらお願いいたします。</p> <p>すみません。2点ほど改正について。先ほどの運送の対価についてもそうなんですけども、そのほかにも改正ありましたのでここでご案内いたします。</p> <p>まず一点目ですが、このそもそも、運営協議会の会議自体に関することなんですけれども、実は、法令上はですね、この運営協議会という文言がなくなりました。ご存じの委員さんもいらっしゃるかとは思いますが、なくなりました。で、地域公共交通会議っていうのがもう一つ会議体がありまして、乗り合いバスとかについて、主に広く議論してるものがあるんですけども、まあそれに統合されるという形になりました。法令上は、広く協議ができる地域公共交通会議に統合して両局面で話し合っていた方がいいよね、というようなことで改正に至ったんですが、じゃあ文言がなくなったからこの協議体をそのまま続けても大丈夫か、というような話があるかもしれないんですが、そこはですね、みなし規程が設けられておりました、改正前のこの運営協議会は、改正後の地域公共交通会議とみなしますよ、というみなし規定が設けられておりますので、まあ引き続き継続して二つの会議体を進行していくことは可能ではあるんですけども、またそこは、福祉部局と公共交通部局でちょっとご検討いただいて、まあ改正なら改正、そのままいくならそのままいく、ということでご検討いただければと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。ほかにご意見ございますでしょうか。いいですか加藤先生。加藤先生お願いします。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>なんか対価の件にしてもこの件にしても、僕が仕掛けたことなんで、ほんと申し訳ないっていうか。いいことだと思ってやっているんですけど、現場へ来ると、面倒くさってなるんで、我ながらちょっと辛い立場なんですけど、地域公共交通会議は、まあ言ってみれば健常者の交通をやって、福祉有償運送は自分ではなかなか動けない方の交通をやるということであるんですけど、まあその間が非常にあいまいっていうか、時として、合間にあると両方とも救えない、ということが起こりがちということで、のりしろって言い方をされることがあるんですけど、のりしろがないとつながれなくて開いたままになっちゃうということで、きちんとお互いカバーしてかないといけない、ということになったときに地域公共交通会議と運営協議会が別々っていうのはよくないよね、ということで、そのことと、法令上はまあ福祉と交通クラブと書いてますけど、それが運送するってことからすれば、白ナンバーで運送するってのは変わりが無いものだから、同じように整理できるね、ということで、今回去年の10月の改正でそうなったということなんで。</p> <p>ですが、これは例として高山市、私が行ったところで高山市だと、</p>

大きくこの運営協議会と地域公共交通会議を合わせた協議会がありまして、通常は地域公共交通部会と福祉有償運送部会が機能するっていう、まあ合同もあるんですけど、っていうやり方でやってることなんで、そういう風に改組するっていうのもありえて、まああとは、いまちょうど、地域公共交通会議の方では、地域公共交通計画の策定を今ちょうど今年度中にするところなんで、まあその中に福祉有償運送もあったと思いますので、そう考えると福祉有償運送も地域公共交通のまあある意味一員とすれば、まあそういうアンブレラっていうか傘になったもので全体としてみるけど、こういう今日のね、更新だとかそういうのはあまり地域公共交通会議でやるのもちょっと違うよね、っていうことなんでこの会を部会とかとして、名前も変えないで部会としてこれをやるっていつときゃいいんで、要綱を変えることでやれるかなと。もちろん当分はみなしですので、当分の間は今ままでいいということなんですけど、心としてはそういうことがあるということをやちょっと念を押すとか心に留めておいていただけるといいなと思います。

あの、もう一回、名古屋だと、名古屋ってほんとに局同士が全然何にも交流がないので、人事交流さえもないので、僕みたいな両方の委員やってる者がつなぐみたいなのそういうレベルに陥るんですよ。田原だったらそんなことはないと思うんで、そこまではないと思うんで、っていうか小久保さんだとお互い動いてかれるんですか。なんですけど、まあ、ややもすると、さっき言ったようにちょうど間に落ち込んでしまった方が救えない、っていうことがほんとによくないことなので、きちんとそういうところをみていかないといけないっていう風に今日名古屋の方でも言ってたということです。対応はそんな感じになりますのでまた考えていただければと思います。以上です。

会長

ありがとうございます。あの、今日のこの会議におきましても地域公共交通会議の所管である街づくり推進課長も今日出席してもらっておりますし、逆に地域公共交通会議の方にはうちの高齢福祉課長が事務局としても出てるということで、田原市におきましては特に市役所の横の連携というのは取れているんじゃないかなと思っております。あの、あと地域公共交通会議の設置要綱の方にはですね、分科会の規定とか等ございますので、今後明確にですねこの福祉有償の協議会自体がこの分科会であるとはどこにもうちの要綱にも書いてないので、この辺はちょっと検討してですね、要綱の整理をする必要があろうかなと思ってはおりますが、感覚としてはほぼほぼ公共交通会議で議論されております計画の中にも位置づけされているということから、感覚としては分科会のつもりでございました。ただあの要綱等を書いてなかったのだからちょっとこの辺は整理の必要があるなというふうに感じております。以上でございます。ほかにご意見等ございますでしょうか。

吉田委員	<p>すみません。もう一点改正といたしますか、先ほど事務局さんの方から運行管理の関係で、団体さんに周知、注意喚起いただいたところで、乗務前に安全の為の確認が必要にはなってくるんですけども、5両以上の特定事務所に於いてアルコール検知器でのチェックが12月1日から義務化になりました。もともと規定はあったのはあったんですけども、アルコール検知器の供給状況に鑑みてですね、このアルコール検知器の話っていうのは福祉有償運送だけではなくて、全企業といたしますか、会社に関係するものですから、まあそういったところで検知器の導入状況があまり良くないことで、当面の間は適用しないということになってたんですけども、まあそれも落ち着いたのでということで、12月1日から本格的に義務化になりましたということでここでご案内させていただきます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。他はご意見等よろしいでしょうか。それでは事務局から令和6年度の開催予定について、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局から説明（資料5）</p>
会長	<p>はい。今、令和6年度の開催予定について説明ございましたが、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それではですね、これですとね会議の方は閉会させていただきたいと思いますが、資料につきましては、こちらのクリップ止めしてある資料について、冒頭事務局からご説明しましたように、置いていただければと思います。それ以外のものはお持ちいただければと思います。</p> <p>それでは委員の皆さん、本日はありがとうございました。これをもちまして、会議を閉会とさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。</p>